

中部地方水供給リスク管理検討会 規約

(名称)

第1条 本会は「中部地方水供給リスク管理検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的及び設置)

第2条 検討会は、中部地方整備局管内の各地域における水供給に影響が大きいリスク要因となる外力やシナリオを検討し、水供給の停止等がさまざまな地域や利用者に与える影響と被害の程度を明らかにし、中部地方におけるリスク管理型の水の安定供給のあり方についてとりまとめを行うことを目的として、中部地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

(委員)

第3条 委員は、有識者から局長が委嘱する。
2 委員の任期は、3年以内とし再任を妨げない。

(検討会)

第4条 検討会には委員長を置き、委員の互選により定める。
2 委員長は、議長として検討会の議事を整理する。
3 委員長は、議事に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会への出席及び説明や発言を求めることができる。
4 検討会は、原則として公開で開催する。
5 検討会の配付資料及び議事要旨は、特定の者の利害に関わるものを除き原則として公開する。

(事務局)

第5条 事務局は、中部地方整備局河川部に置く。
2 事務局は、検討会の運営に関する事務、その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約の改正は、事務局が検討会に諮り委員の同意をもって行う。
2 この規約に定めるもののほか検討会の運営に関し必要な事項は、事務局が検討会に諮り委員の意見を聴いて定める。

(附則)

この規約は、平成30年11月1日から施行する。